



肝炎総合対策キャラクター

島根県の肝炎の現状等について



島根県肝炎医療コーディネーター
キャラクター
KZちゃん

令和7年度島根県肝炎医療コーディネーター
養成・継続研修会

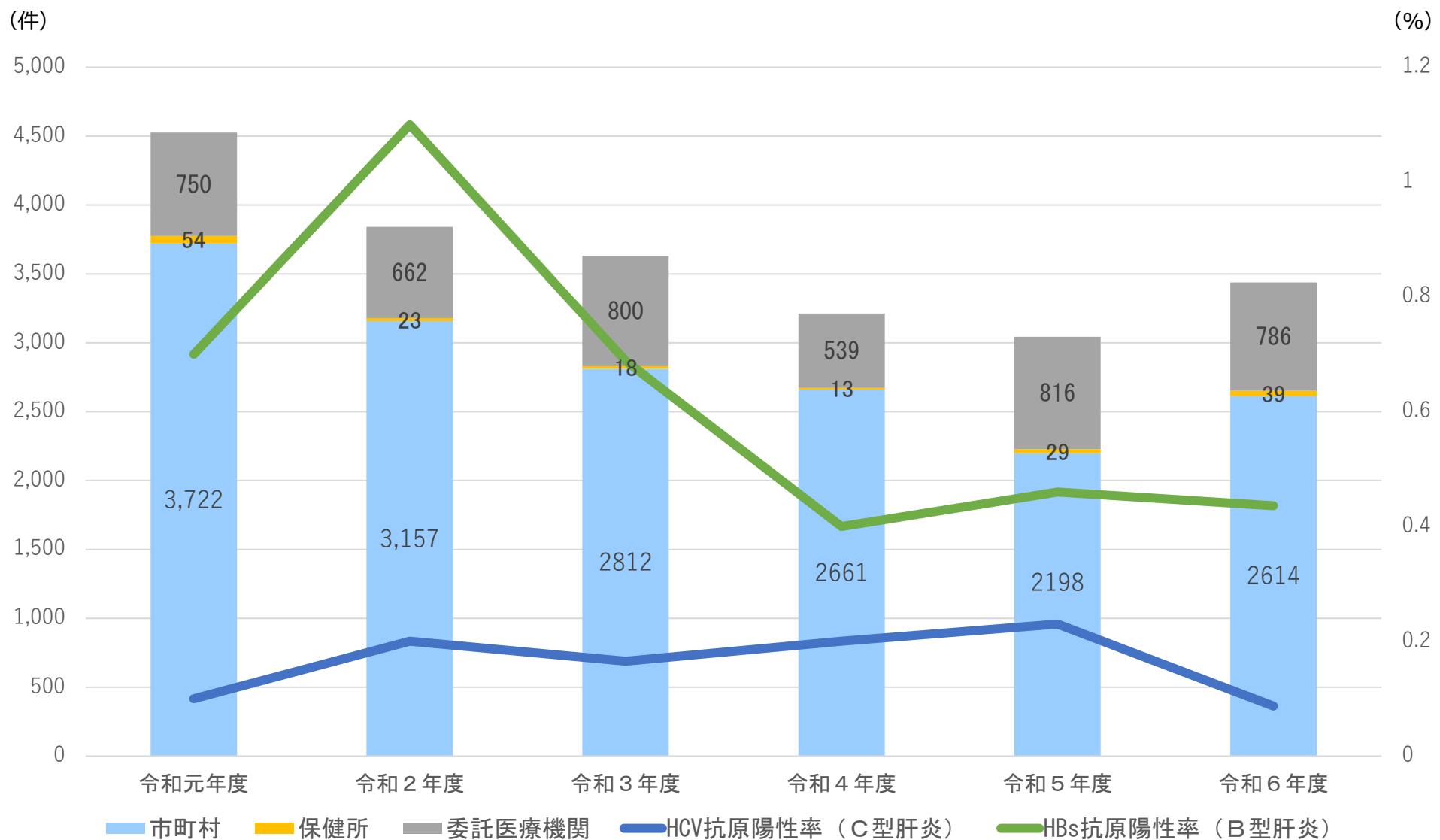
島根県健康福祉部薬事衛生課

講義の内容

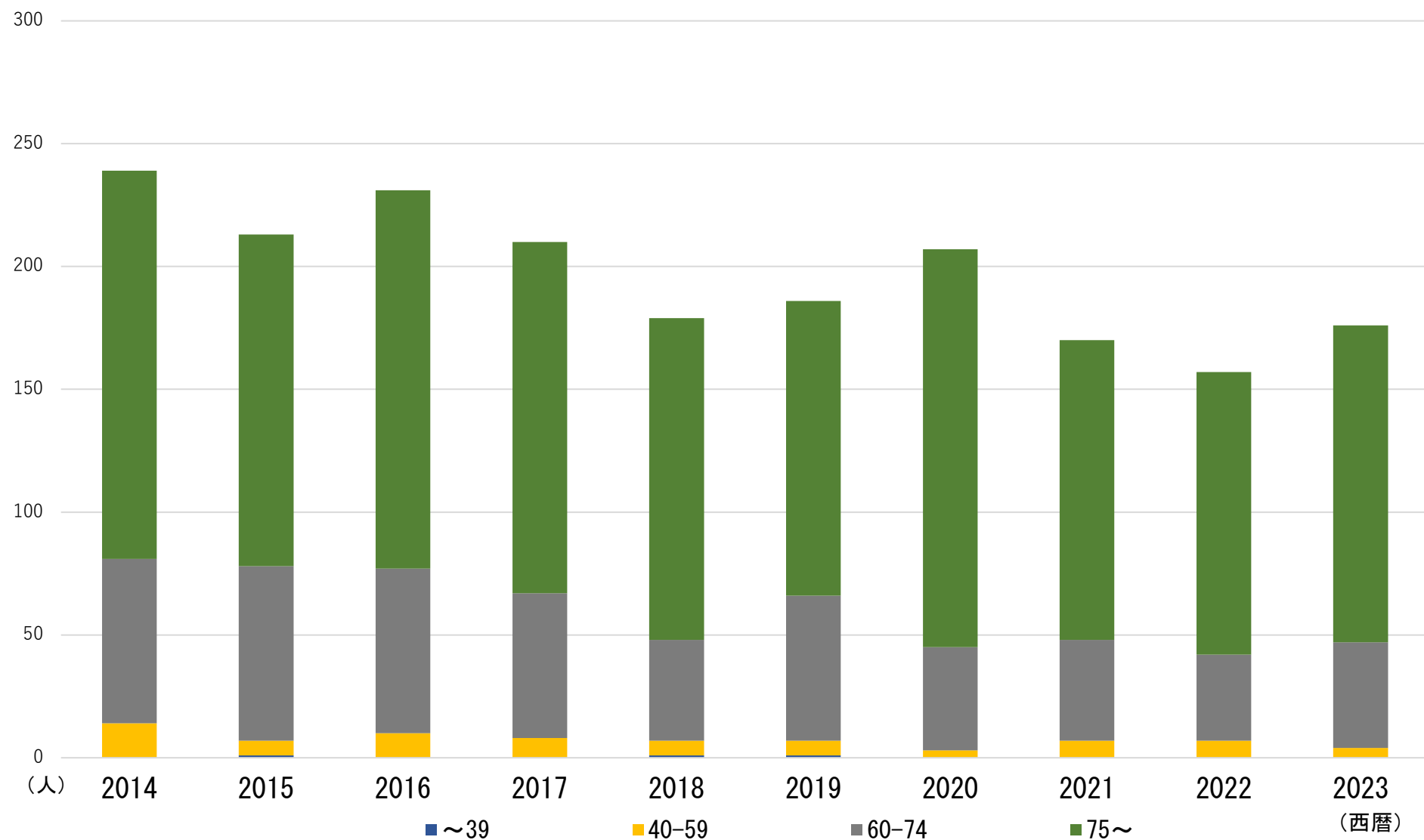
- 1 島根県の肝炎の現状
- 2 助成制度
- 3 肝炎コーディネーターの活動に関する情報



島根県における肝炎ウイルス検査数及び陽性率 (市町村、保健所、島根県及び中核市の委託医療機関実施分)



年齢区分別肝がん死亡者数の推移(島根県)

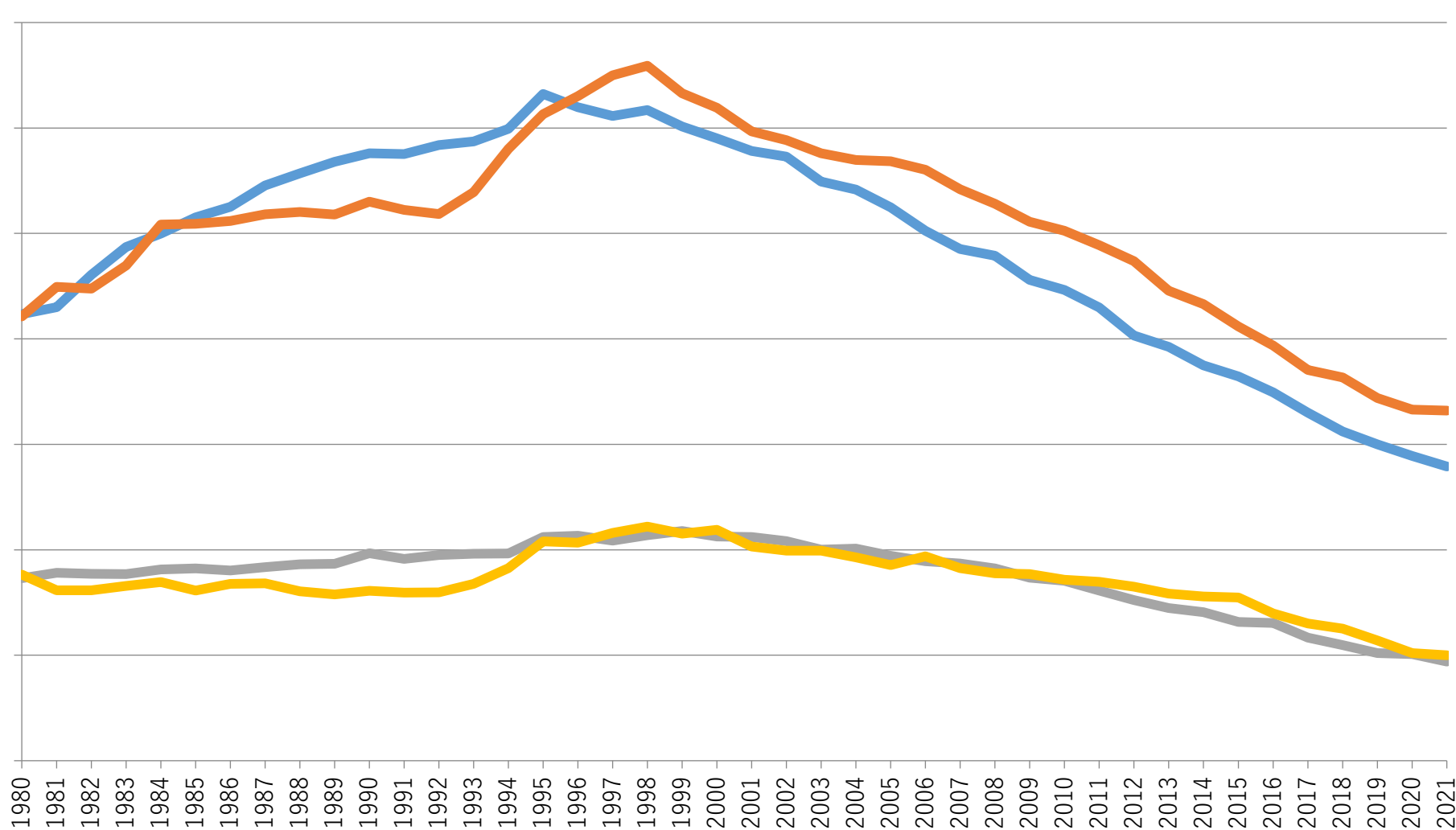


肝がん年齢調整死亡率(全年齢)

※島根県においては、5年平均

(人口10万人あたり人数)

全国 男 島根 男 全国 女 島根 女



まとめ

- ・ 肝炎ウイルス検査受検者数は**減少傾向**
- ・ 肝がんの死亡率は減少傾向にあるものの、男女ともに**全国よりも高い**

島根県肝炎対策推進基本指針より（3つの成果目標）

（成果目標 1） **受検者を増やし**、より多くの陽性者を早期発見する。



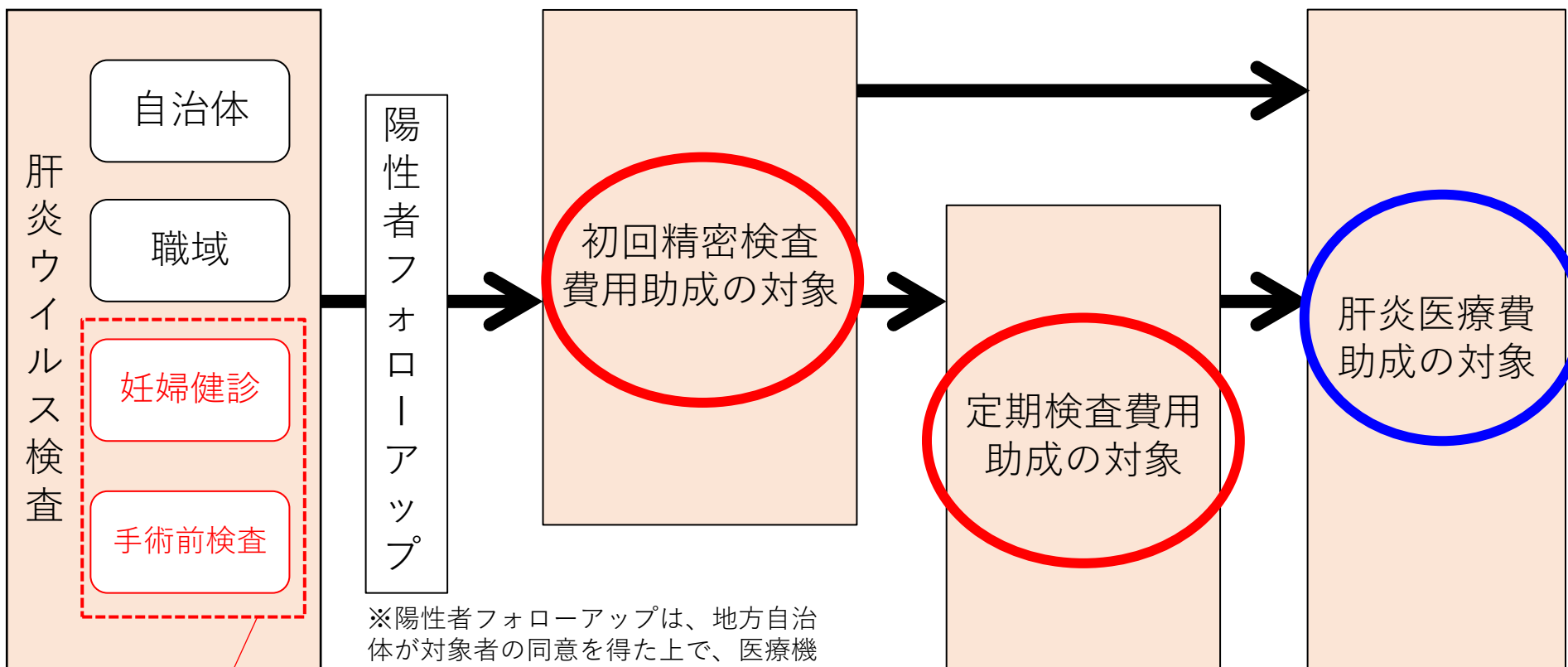
（成果目標 2） **精密検査の受検率を向上することで**、早期治療に繋げ肝がん等への重症化を防ぐ



（成果目標 3） **肝がん死亡率を低減**させる。



2. 助成制度について



※陽性者フォローアップは、地方自治体が対象者の同意を得た上で、医療機関の受診状況等を確認し、必要に応じて受診勧奨を実施

【令和2年度～】
妊婦健診・手術前検査で
肝炎ウイルス検査陽性とな
った者を初回精密検査
費用助成の対象に追加

担当：薬事衛生課

担当：健康推進課

“初回精密検査”とは…
「肝炎ウイルス検査」で陽性と判定された後に、
初めて受ける精密検査のことです

助成の流れ

- ①医療機関を受診し、窓口で費用を支払い
- ②請求窓口（各保健所）に申請
- ③県による審査の上、認められた額を助成
※金融機関振込まで2か月程度かかります。



各種リーフレット・様式は島根県ホームページからダウンロードが可能です。
(https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/other/hepatitis/kanen_seimitsukensa.html)

◆ 初回精密検査費用助成のポイント

助成対象となる肝炎ウイルス検査



①市町村や県が実施する
肝炎ウイルス検査



②職場健診



③妊婦健診



④手術前検査

注意 助成対象外



- ・市町村が実施する人間ドック
- ・献血時検査 など



県が指定した医療機関以外
での精密検査

申請期限は原則、検査から **1 年以内**

助成対象となる指定医療機関一覧（R 7.4 月末時点 33 機関）

○島根県 肝疾患診療連携拠点病院

島根大学医学部附属病院

○島根県 肝炎専門医療機関 及び 肝炎等精密検査実施医療機関

松江圏域：松江赤十字病院、松江市立病院、松江記念病院、
総合病院 松江生協病院、あさひまちクリニック、
ほしの内科・胃腸科クリニック、
うえだ内科ファミリークリニック、
やすぎ博愛クリニック、金藤内科小児科医院

雲南圏域：雲南市立病院、はまもと内科クリニック、加藤医院

出雲圏域：島根県立中央病院、出雲市立総合医療センター、
医療法人 遠藤クリニック、医療法人 順和会中島医院、
三原医院、医療法人社団耕雲堂 小林医院、
たまがわ内科クリニック

県央圏域：大田市立病院、医療法人社団 福田医院、医療法人 郷原医院

浜田圏域：浜田医療センター、丸山内科クリニック、北村内科クリニック、
医療法人社団 寺井医院、島根県済生会江津総合病院

益田圏域：益田赤十字病院、石見クリニック、医療法人好生堂和崎医院

隠岐圏域：隠岐病院、隠岐島前病院

◆ 肝炎定期検査費用助成のポイント

助成対象者

肝炎ウイルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者
(治療後の経過観察を含む) が定期的に受ける検査

注意

以下の方は、助成対象外

- ・ 無症候性キャリア
- ・ 市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上の方
- ・ 肝炎治療医療費助成を受給中
- ・ 県が指定した医療機関以外での定期検査



申請期限は、検査から 1 年以内

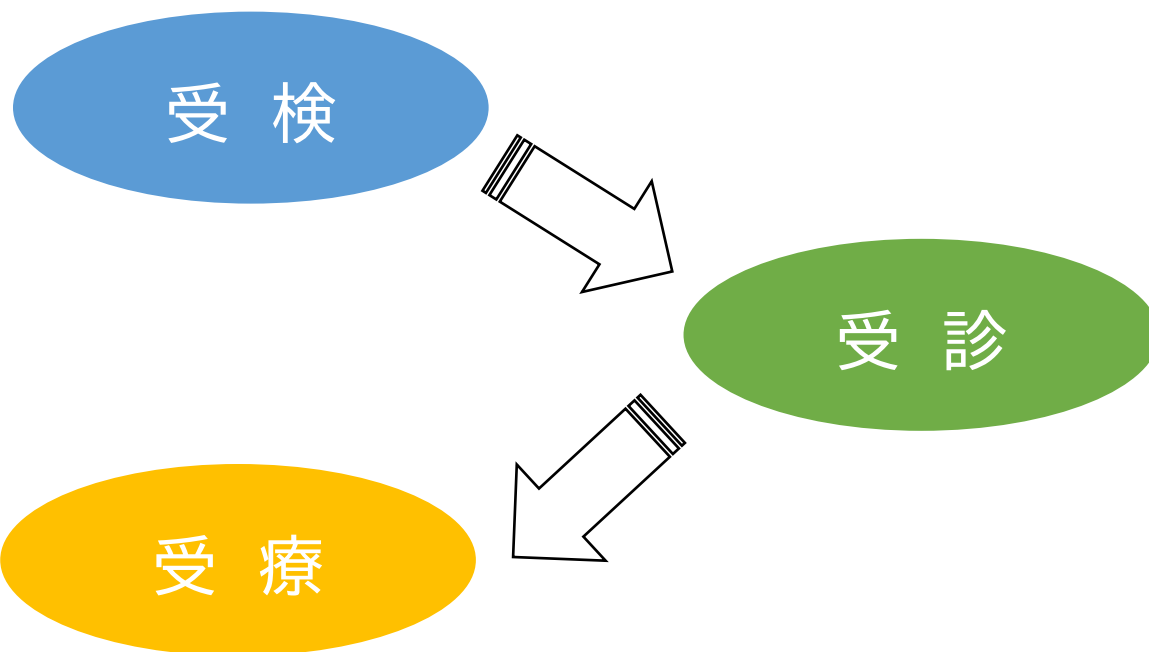
助成回数：年度内に 2 回まで

(同じ年度内に初回精密検査費用助成を受けた場合は 1 回)

初回精密検査費用助成と定期検査費用助成 に係る費用の違いについて

初回精密検査費用助成		定期検査費用助成	
必要書類に係る費用	0円 (職域検査のみ住民票が必要)	・ 住民票・課税証明 各1通300円程度 <u>合計600円</u> ・ 初回申請時のみ診断書 <u>数千円</u>	
自己負担額	0円	慢性肝炎	2,000円
		肝硬変・肝がん	3,000円
		非課税世帯	0円
助成金額 (R 6 年度)	最低額 4,071円 最高額 8,748円 平均 6,148円	最低額	1,030円
		最高額	8,930円
		平均	3,670円
備考	・ 保険の自己負担(1～3割)に影響されません。 ・ すべての方に申請のメリットがあります。	・ 書類に係る費用がかかるため、保険の自己負担額(1～3割)に応じて検討が必要です。 ・ できるだけ2回分まとめて申請すると書類の費用負担が少なく済みます。	

！フォローアップのお願い！



3. 肝炎医療コーディネーターの活動に関する情報

1. 肝疾患相談・支援センター
2. 島根県肝炎ウイルス検査の対象者
3. 「島根県肝炎ウイルス検査受検済みカード」の配布
4. 肝炎医療コーディネーターの取り組み
5. 肝炎医療コーディネーター活動報告書



1. 肝疾患相談・支援センター



☎0853-20-2721
月～金 9:00～16:00

> お問い合わせ

📄 お知らせ 📄 センターについて 📺 配信動画 🔗 関連リンク

肝疾患についてのお悩みは、お気軽にご相談ください。



相談
窓口

肝疾患相談・支援センター 島根大学医学部附属病院(肝疾患診療連携拠点病院)内
電話:0853-20-2721 相談受付:平日(土・日・祝を除く)9:00～16:00

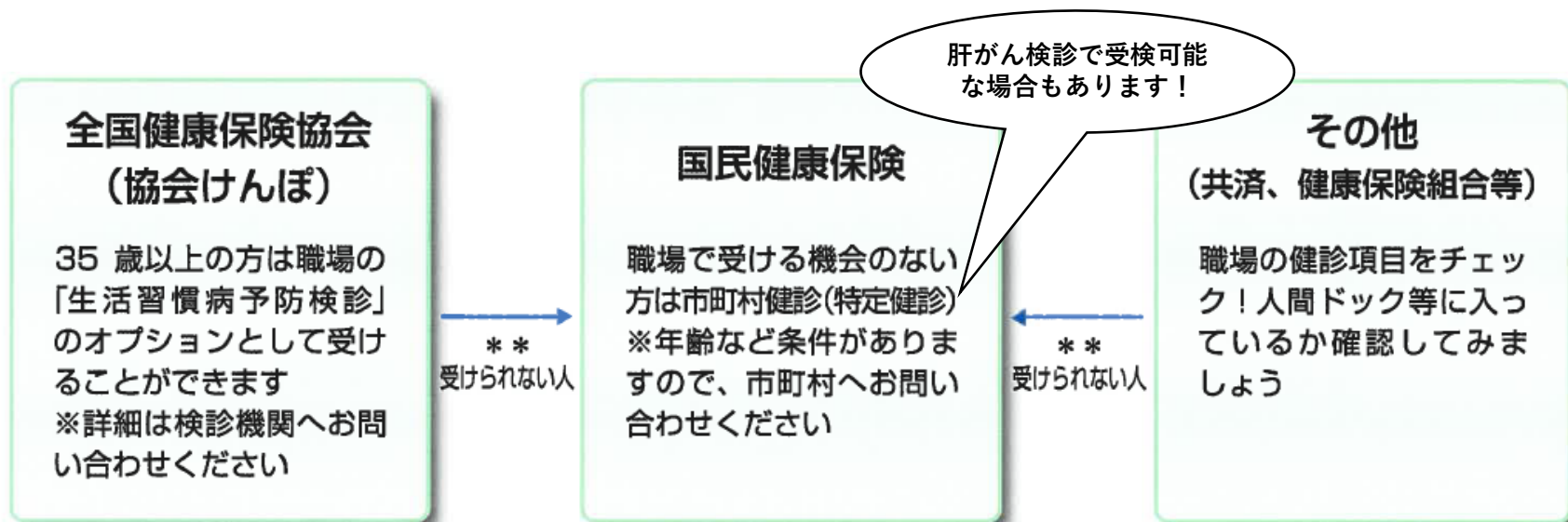


QRコード
携帯電話やスマートフォンでコードを
読み取って、ページを閲覧できます

URL <https://www.shimane-u-ksb30.jp/>

肝炎医療コーディネーターに認定された方には、センターよりメールで研修会などのご案内が届きます！

島根県肝炎ウイルス検査の対象者について



** 扶養家族やパート、アルバイト等勤務形態によっては受けられないこともあります



上記の 3 つの区分では受けることができない方

「島根県肝炎ウイルス検査受検済みカード」 の配布について

- ◆ 過去に肝炎ウイルス検査を受けた方でも、検査を受けたことや検査結果を**記憶していない**場合や、精密検査や治療が必要な方が**受診しないで放置**している場合があります。
- ◆ このため、肝炎ウイルス検査を受けたことを証明するカードを配布しています。
- ◆ 島根県の検査以外の場合も、配布をお願いします。

(表)

●氏 名

●検査を受けた日(時期)

年 月 日

●検査を受けた施設名

認定第 一 号 配布年月日

**島根県
肝炎ウイルス検査
受検済みカード**

このカードはなくさないように、保管して下さい。

(裏)

●検査結果は、下記にご自身で記入願います。※

B型肝炎(HBs抗原) (+ ・ -)

C型肝炎(HCV抗体) (+ ・ -)

※結果記入は、肝炎医療コーディネーターへ依頼もできます。

このカードの留意点

- このカードは、1人1枚が基本です。
- 更に新たなカードが手渡される機会があれば、“私は持っています”と必ず伝えて下さい。
- ウイルス検査の結果が変更される場合等は、新たなカードと交換いたします。

肝炎患相談・支援センター
島根大学医学部附属病院(肝炎患診療連携拠点病院)内
◆電話: 0853-20-2721
◆相談受付: 平日(土・日・祝を除く)9:00~16:00
島根県感染症対策室/2021年9月作成

この線で谷折り

赤枠部分は、肝炎医療コーディネーターが記入。
青枠部分は、基本的には受検者本人に記載してもらう。

※ 二つ折りカード

肝臓週間・世界肝炎デーについて

世界保健機関（WHO）は、2010年にウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図ることを目的として、**7月28日**を**世界肝炎デー**と定め、肝炎に関する啓発活動等の実施を提唱しました。

こうしたことから、**毎年7月28日を含む月曜から日曜までの一週間**を**肝臓週間**とし、肝炎についての正しい知識の普及と予防の重要性についての認識を高め、肝臓疾患の制圧を目標に活動しています。

肝炎ウイルス検査を受けましょう！

●肝がんの主な原因は、**B型・C型肝炎ウイルス**によるものです
●検査で早期発見し、治療することで肝がんは予防できます
●まだ検査を受けたことがない方は、早めに検査を受けましょう

検査はどこで受けられるの??

①お住まいの市町村や職場での健診 一部負担あり
※詳細は市町村や職場へお問い合わせください。

②県が委託している医療機関 （対象：①の対象とならない方） **無料**
※松江市在住の方は松江市へお問い合わせください。

③県内の各保健所 （月1～2回） **無料**

島根県肝炎対策
キャラクター
KZちゃん

島根県HP
詳しくは
こちらから

【肝炎ウイルス検査に関する相談】
各保健所、島根県健康福祉部薬事衛生課

【肝炎疾患に関する（総合）相談】
島根大学医学部附属病院肝炎疾患相談・支援センター （TEL 0853-20-2721）
相談受付：月～金（土日祝日除く）9時～16時

肝炎ウイルス検査を受けましょう！

肝がんの主な原因は、**B型、C型肝炎ウイルス**によるものです。
検査で早期発見し、治療することで肝がんは予防できます。
まだ受けたことがない方は、**早めに検査を受けましょう！**

検査を受けるには…?

①お住まいの市町村や職場での健診 一部負担あり
※詳細は市町村や職場へお問い合わせください。

②県が委託している医療機関 （対象：①の対象とならない方） **無料**
※松江市在住の方は松江市へお問い合わせください。

③県内の各保健所 （月1～2回） **無料**

**検査で
陽性と判定
されたら**

早期に専門医療機関を受診を！
島根県では下記のことを行っています。
・肝炎等精密検査費用助成事業
・肝炎治療医療費助成事業
詳しくは、島根県ホームページをご覧ください。

◆肝炎検査・相談については各保健所・薬事衛生課へお問い合わせください。

松江保健所	0852-23-1315	浜田保健所	0855-29-5554
雲南保健所	0854-42-9674	出雲保健所	0856-31-9549
出雲保健所	0853-21-1191	隠岐保健所	08512-2-9715
備前保健所	0854-84-9844	備後保健所（島根）	08514-7-8121

島根県健康福祉部薬事衛生課 TEL 0852-22-6530

この期間はより一層、啓発活動にご協力をお願いします！

肝炎医療コーディネーターの取り組み

○普及啓発

- ・ 肝炎の検査や治療に関する普及啓発
- ・ 肝臓週間にかかるキャンペーン参加
- ・ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

○個別相談、受検・受診勧奨

- ・ 肝炎ウイルス検査受検状況の確認
- ・ 肝炎ウイルス検査未受検者への受検勧奨
- ・ 肝炎の検査や治療に関する情報提供、相談助言
- ・ 肝炎患者等への受診勧奨

次の講義で「松江赤十字病院」の取組を発表していただきます

○肝炎ウイルス検査受検証明カードの配布



肝炎医療コーディネーターの活動内容は特別なことではなく、**普段からされていることの継続＋何か一つでもできることから**をお願いします。

ご自身の立場や仕事、ネットワークといった「強み」を活かして、目の前にいる方々が**受検・受診・受療・フォローアップ**へとスムーズに進めるようサポートをお願いします。

島根県肝炎医療コーディネーター活動報告書		
氏名：	認定番号：	
◆研修会等への参加		
年月日	研修会等名称	場所
・		
・		
・		
・		
・		

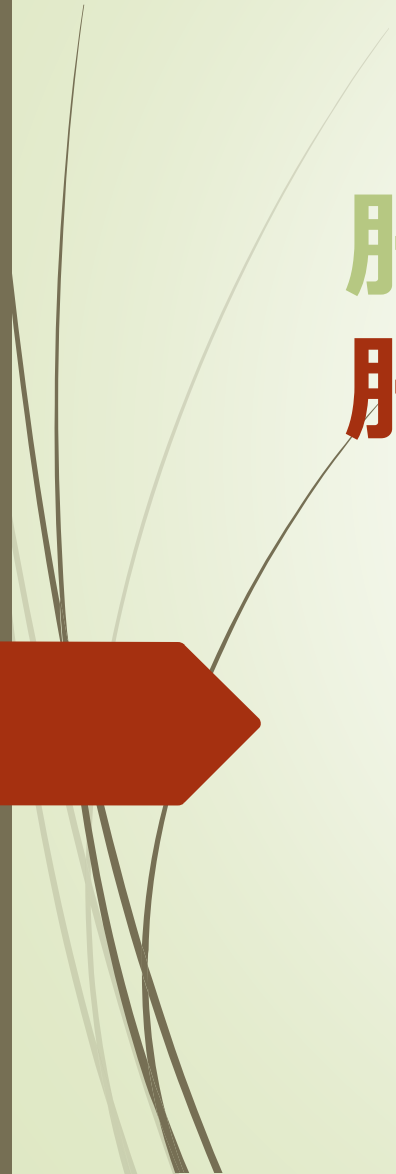
◆活動内容
実施した場合は、□にチェックをして下さい。

	活動内容	実施チェック
普及啓発	肝炎の検査や治療に関する普及啓発	☐
	肝臓週間にかかるキャンペーン参加	☐
	肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内	☐
	その他（内容を記載）	
個別相談 受検・受 診勧奨	肝炎ウイルス検査受検状況の確認	☐
	肝炎ウイルス検査未受検者への受検勧奨	☐
	肝炎ウイルス検査受検証明カードの配布	☐
	肝炎の検査や治療に関する情報提供もしくは相談助言	☐
	肝炎患者等への受診勧奨	☐
	その他活動の内容を記載：	
その他 具体的な活 動内容を記 載		

活動が実施できていない場合は、理由をお書きください。（今後の取組の参考にさせていただきます。）

肝炎医療コーディネーターの方は、毎年度末活動報告書の提出をお願いします。

⇒令和6年度より、しまね電子申請サービスで提出できるようになりました！



肝炎治療医療費助成制度 肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業について

島根県健康福祉部健康推進課



肝炎治療医療費助成制度 について

- 医療費が高額となるB型ウイルス性肝疾患及びC型ウイルス性肝疾患に対する抗ウイルス治療について、早期治療の促進のためその医療費を助成する。

- **対象者**

次の①かつ②に当てはまる方

①島根県内に住所を有している、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者の方

②当該助成の利用申請を行い、島根県の審査により認定された方



■ 対象医療の範囲

- 保険適用となっている治療のうち、
 - ・ B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療
 - ・ C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療
- 当該治療のために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料、薬剤料等

※当該治療の中断を防止するために行う副作用の治療については、保険適用範囲内で受給者証の認定期間中に限り、助成対象となる。



➡ 自己負担限度額

23

階層区分		自己負担上限額（月額）
甲階層	世帯の市町村民税（所得割） 課税年額が合計 235,000 円以上の場合	20,000 円
乙階層	世帯の市町村民税（所得割） 課税年額が合計 235,000 円未満の場合	10,000 円

- 自己負担限度額までを負担すれば、その後の窓口での負担は不要。
- 受給者証を忘れた場合などには、一度窓口で支払った後に償還払い請求をすることが可能。

➡ 助成期間

原則として、保健所で申請書を受理した日の属する月の初日から、治療予定期間に即した期間（1 年以内）。

B 型の核酸アナログ製剤治療のみ 1 年毎に更新申請が可能。

インターフェロン・インターフェロンフリー治療については、一定の条件を満たせば、延長・再治療の申請が可能な場合がある。



■ 申請手続

24

以下の書類について居住地を管轄する保健所に提出する。

- ①肝炎治療受給者証交付申請書
- ②治療受給者証の交付申請に係る診断書
(医療機関で作成。治療方法によって様式が異なる)
- ③医療保険の加入状況が確認できるもののコピー
(「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」等)
- ④申請者の属する世帯員全員が記載された住民票の写し
(コピー不可)
- ⑤申請者の属する世帯全員の住民税課税証明書

※各種様式は島根県健康推進課HPからダウンロード可能

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/shippei/kanen/yousiki-kanen.html>



肝がん・重度肝硬変治療 研究促進事業 について

■ 目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築する。

■ 対象者

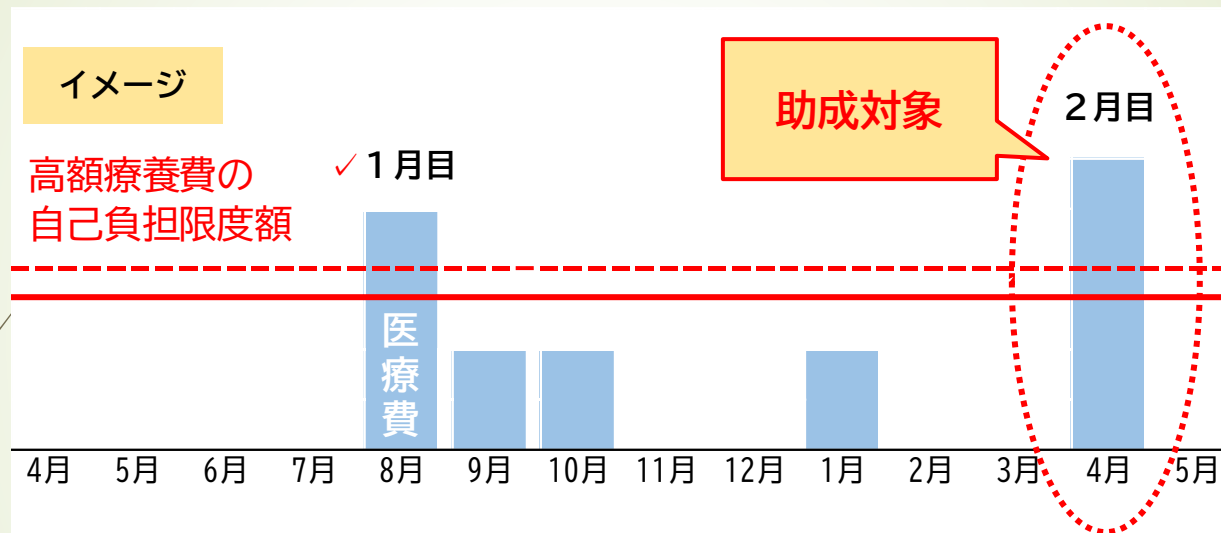
- ・ B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断された方。
- ・ 島根県に住所を有する医療保険各法の被保険者または被扶養者の方。
- ・ 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療
(※分子標的薬を用いた化学療法に限る)を受けている方。
- ・ 年収が約 3 7 0 万円以下であること。
- ・ 研究への協力についての同意書と臨床調査個人票を提出した方。



助成方法

26

過去2年以内に肝がん・重度肝硬変の医療費が**2月以上**
高額療養算定基準(自己負担限度)額を超える場合に
 自己負担額が1万円となるよう助成する



入院
の場合

窓口の自己負担額が**1万円**

※参加者証を窓口に提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を島根県に対して行う。

通院
の場合

償還払いで自己負担額が**1万円**

※窓口でいったん一部負担金を支払い、後日、助成額の償還請求を島根県に対して行う。



➡ 申請手続

【申請に必要な書類】

27

- ・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書
- ・ 医療記録票のコピー（B欄のカウントが1/24以上であること）
- ・ 自己負担限度額を超えた月の領収書と診療明細書のコピー
- ・ 臨床調査個人票及び研究への協力に係る同意書
- ・ 保険者照会に係る同意書
- ・ 申請者の属する世帯全員が記載された住民票の写し ※コピー不可
- ・ 申請者の医療保険の加入状況が確認できるもののコピー
（「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」等、医療保険情報が確認できるもの。）
- ・ 申請者の属する世帯全員の住民税課税証明書 ※コピー不可
- ・ 肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証（お持ちの方のみ）

各種様式：<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/shippei/kangan/kangan-jyuudokankouhen-yousiki.html>



制度の流れ

1
月
目

肝がん・重度肝硬変で高額療養費の上限額を超える入院・通院治療を受けた場合、**参加者証の申請**ができる。

最寄りの保健所で**医療記録票**を受け取り、医療機関で記録してもらう。

主治医の先生に**臨床調査個人票**を記載してもらい、必要な書類とともに最寄りの保健所へ参加者証の申請を行う。

※診断書料がかかることがあります。

専用ファイルで
お渡しします

医療記録票

島根県
肝がん事業
ファイル

臨床調査個人票

島根 太郎

〇〇病院

同意書

同意書欄には
申請者のサインが
必要です

参加者証が
届いたら...

2
月
目

肝がん・重度肝硬変の治療を受ける際に参加者証と医療記録票を医療機関に提示し、引き続き記録。

指定医療機関で受けた入院医療または通院医療が高額療養費の上限額を超えた月が**過去2年以内に2月目以降**となる場合に助成される。

自己負担が
1万円に

医療記録票

参加者証

島根 太郎

島根県知事

※連続した2月である必要はありません

医療記録票とは

- ・ 肝がんや重度肝硬変の患者さんの入院又は通院の履歴を示すもの(医療機関で記載)
※患者さんが参加者証の申請をするときなどに必要な書類です。

通院日
を記載
します。

肝がんの治療を行う上
で無関係と医師が判断
する医薬品を1枚の処
方箋で同時に処方する
ような場合には○印を
記載します。

「通院(保険薬
局含む)【償還
払い】」の④欄
に○印を記載す
る場合は「△
外」等を記載し
ます。

患者の自己
負担額(3割
等)を記載し
ます。
窓口支払額
ではありません。

「入院【現物給
付(原則)】」の
④欄に○印を記
載する場合は
「○入」等を記
載します。

「通院(保険薬局含む)【償還払い】」
の②欄の月間累計を記載します。
月間累計額が高額療養費算定基準額を超
える場合は、④欄に○印を記載します。

患者が窓口で支払
った額を記載します。

高額療養費 算定基準額	①入院	57,600	②多数回該当の場合	44,400	57,600
8月	9月	10月	11月	12月	1月
8月	9月	10月	11月	12月	1月

医療機関記載欄 (◇は医療機関記載欄、◆は保険薬局記載欄)				入院【現物給付(原則)】				通院(保険薬局含む)【償還払い】			
入院・ 退院日	退院日	調剤日	医療機関名、保険薬局名	分子標的薬 等に係る治 療の場合○印	特記事項が ある 場合○印	① 関係医療の 医療費総額 (10割分)	② 関係医療の 自己負担額 (3割等) ※円単位で記載	③ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	④ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	⑤ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載	⑥ 月間累計 (②の月間累計) ※円単位で記載
R4/2/8			〇〇病院	○		200,000				60,000	60,000
R4/4/3	R4/4/20		〇〇病院			250,000	75,000	75,000	○		

通院の
場合の
記載例

入院の
場合の
記載例

入院日と退院日
を記載します。

分子標的薬等に係る
治療(本事業の対象と
なる医療)の場合、○
印を記載します。

本事業の対
象となる医
療費(10割)
を記載し
ます。

患者の自己負担額
(3割等)を記載し
ます。窓口支払額
ではありません。

1つの医療機関の患者の
自己負担額の合計が高額
療養費算定基準額を超える
場合は○印を記載します。

患者が窓口で支払った額
を記載します。
現物給付とした場合は、
10,000円と記載します。

ご清聴ありがとうございました



島根県肝炎医療コーディネーター
キャラクター KZちゃん

